

特別養護老人ホーム 菜の花 入所料金表

<1割負担の方>

平成 29 年 12 月 1 日作成

多床室(4人部屋)をご利用の方

【1日あたりの利用料金】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス利用料金 (介護保険1割負担分)	547円	614円	682円	749円	814円
食費(おやつを含む)	1,380円				
居住費	840円				

利用者負担の軽減について

★ 市町村民税非課税世帯等の皆様には、食費及び居住費が減額されます。

	第4段階(一般)	第3段階	第2段階	第1段階
要件	世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合、一般の料金が適用となります。	市町村民税世帯非課税者で、第2段階以外の方	市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	市町村民税世帯非課税者で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者の方
食費	1,380円	650円	390円	300円
居住費	840円	370円	370円	0円

※ 上記の制度適用に際しては、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。各市町村の担当窓口へお問い合わせの上、申請して下さい。

個室(従来型個室)をご利用の方

【1日あたりの利用料金】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス利用料金 (介護保険1割負担分)	547円	614円	682円	749円	814円
食費(おやつを含む)	1,380円				
居住費	1,150円				

利用者負担の軽減について

★ 市町村民税非課税世帯等の皆様には、食費及び居住費が減額されます。

	第4段階(一般)	第3段階	第2段階	第1段階
要件	世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合、一般の料金が適用となります。	市町村民税世帯非課税者で、第2段階以外の方	市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	市町村民税世帯非課税者で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者の方
食費	1,380円	650円	390円	300円
居住費	1,150円	820円	420円	320円

※ 上記の制度適用に際しては、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。各市町村の担当窓口へお問い合わせの上、申請して下さい。

特別養護老人ホーム 菜の花 入所料金表

<2割負担の方>

平成 29 年 12 月 1 日作成

多床室(4人部屋)をご利用の方

【1日あたりの利用料金】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス利用料金 (介護保険2割負担分)	1,094円	1,228円	1,364円	1,498円	1,628円
食費(おやつを含む)	1,380円				
居住費	840円				

利用者負担の軽減について

★ 市町村民税非課税世帯等の皆様には、食費及び居住費が減額されます。

	第4段階(一般)	第3段階	第2段階	第1段階
要件	世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合、一般の料金が適用となります。	市町村民税世帯非課税者で、第2段階以外の方	市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	市町村民税世帯非課税者で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者の方
食費	1,380円	650円	390円	300円
居住費	840円	370円	370円	0円

※ 上記の制度適用に際しては、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。各市町村の担当窓口へお問い合わせの上、申請して下さい。

個室(従来型個室)をご利用の方

【1日あたりの利用料金】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス利用料金 (介護保険2割負担分)	1,094円	1,228円	1,364円	1,498円	1,628円
食費(おやつを含む)	1,380円				
居住費	1,150円				

利用者負担の軽減について

★ 市町村民税非課税世帯等の皆様には、食費及び居住費が減額されます。

	第4段階(一般)	第3段階	第2段階	第1段階
要件	世帯員の中に市町村民税課税者がいる場合、一般の料金が適用となります。	市町村民税世帯非課税者で、第2段階以外の方	市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	市町村民税世帯非課税者で、老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者の方
食費	1,380円	650円	390円	300円
居住費	1,150円	820円	420円	320円

※ 上記の制度適用に際しては、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。各市町村の担当窓口へお問い合わせの上、申請して下さい。

多床室・従来型個室共通料金

【各種加算】

初期加算 (入所日から 30 日)	30 円/日	入所された日から 30 日間に限り、加算されます。
看護体制加算 (I) ロ	4 円/日	配置基準どおりの常勤看護師 1 名以上を配置している場合に加算されます。
若年性認知症 入所者受入加算	120 円/日	65 歳未満で発症した認知症によって要介護となった入所者を受け入れた場合に加算されます。
外泊時費用 (月に 6 日を限度)	246 円/日	入所者が入院または居宅に外泊した場合、外泊初日と最終日以外外の所定サービス費に代えて加算されます。
退所前訪問相談援助加算 (入所中 1 回、入所後早期に援助が必要な場合は 2 回を限度)	460 円/回	入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかの者が、退所後の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して退所後の福祉サービス等について相談援助を行った場合、または退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合、入所者の同意を得て施設等を訪問し、連絡調整、情報提供を行った場合に加算されます。
退所後訪問相談援助加算 (退所後 30 日以内に 1 回を限度)	460 円/回	入所者の居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対し相談援助を行った場合、または入所者が他の社会福祉施設等に入所した場合、入所者の同意を得て施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合に加算されます。
退所時相談援助加算 (入所者 1 人につき 1 回を限度)	400 円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、居宅サービス等を利用する際、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の福祉サービス等について相談援助を行い、入所者の同意を得て退所日から 2 週間以内に、退所後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに入所者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合、または入所者が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合に、社会福祉施設等に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者の処遇に必要な情報を提供した場合に加算されます。
退所前連携加算	500 円/回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所後に居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。
栄養マネジメント加算	14 円/日	入所者の栄養状態を入所時に把握し、管理栄養士を中心とした多職種が共同して、栄養状態に配慮した栄養ケア計画を作成し、入所者ごとに栄養管理を行っているとともに定期的に記録し、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価、見直しを実施している場合に加算されます。

経口移行加算 (栄養マネジメント加算を算定している場合)	28円/日	医師の指示に基づき、多職種が共同して経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士による栄養管理及び言語聴覚士または看護職員による支援が行われた場合に加算されます。(計画が作成された日から起算して180日以内とされるが、経口摂取が一部可能であり医師の指示に基づき、継続して栄養管理及び支援が必要とされる場合は継続が可能)
経口維持加算 (I) (栄養マネジメント加算を算定し、経口移行加算を算定していない場合)	400円/月	経口摂取し、摂取機能障害を有し誤嚥が認められる者に医師の指示に基づき、多職種が共同して栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に加算されます。(計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間とされるが、摂取機能障害を有し誤嚥が認められる入所者であって、医師または歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための特別な食事管理が必要とされる場合は継続が可能)
療養食加算	18円/日	疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供が、管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合に加算されます。
看取り介護体制加算 (死亡日以前4日～30日)	144円/日	施設の看護職員と病院もしくは訪問看護ステーションとが連携し、24時間連絡できる体制を確保し、医師が一般的に医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対し、医師、看護師、介護支援専門員等の者が共同で作成した入所者に係る計画について、その内容に応じて適当な者から入所者または家族に説明を行い同意を得ている場合に加算されます。
看取り介護体制加算 (死亡日前日及び前々日)	680円/日	
看取り介護体制加算 (死亡日)	1,280円/日	
認知症・心理症状 緊急対応加算 (入所後7日を限度)	200円/日	

※ご本人の状況により対象となります。

【その他料金 (実費にてご負担いただくもの)】

おやつ代	100円/日	
テレビ貸出料	50円/日	減価償却費相当
個人使用電気代 ※希望の方	100円/日	個人専用の家電製品の電気代(1コンセント当り)
預り金管理 ※必要な方	3,000/月	利用者が所有する現金等の適正な管理を行う。
理美容代	実費	カット、カラー、パーマ等

注) 料金を掲示したものの以外に、ご利用者からの特段の希望・依頼により購入する日常生活品や、特別な食事等については、実費をいただきます。